

静岡県教育委員会

議事録

令和4年度 第8回定例
7月22日（金）

静岡県教育委員会教育長 池上重弘は、

令和4年7月22日に教育委員会第8回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|------|--------------|-----------|--------|
| 1 | 開催日時 | 令和4年7月22日（金） | 開会 | 13時30分 |
| | | | 閉会 | 14時30分 |
| 2 | 会場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 教 育 長 | 池 上 重 弘 | |
| | | 委 員 | 渡 邊 靖 乃 | |
| | | 委 員 | 藤 井 明 宏 | |
| | | 委 員 | 伊 東 幸 宏 | |
| | | 委 員 | 小野澤 宏 時 雄 | |
| | | 委 員 | 後 藤 康 雄 | |

事務局（説明員）	水 口 秀 樹	教育部長
	塩 崎 克 幸	教育監
	宮 崎 文 秀	参事（政策管理担当）
	本 多 伸 治	参事（学校教育担当）
	松 下 明 生	参事兼教育施設課長
	井 出 好 彦	教育総務課長
	大 澤 篤 篤	教育D X推進課長
	青 木 康 行	財務課長
	本 村 勉	教育厚生課長
	中 山 雄 二	高校教育課長
	高 橋 和 彦	特別支援教育課長
	近 藤 浩 通	健康体育課長
	藤ヶ谷 昌 則	社会教育課長
	室 伏 伸 明	静岡教育事務所長
	鈴 木 勝 則	静岡西教育事務所長
	松 下 和 弘	総合教育センター所長
	柴 雅 房	中央図書館長
	青 島 純	教育政策課長代理
	中 川 綾 子	義務教育課長代理
	井 島 秀 樹	高校教育課指導監

4 その他

- (1) 第14、15号議案は可決された。
- (2) 報告事項は了承された。

【開 会】

教 育 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の議事録の署名は、私のほか、伊東委員にお願いする。
それでは審議を始める。

第14号議案 ふじのくに学校教育情報化推進計画の策定

教 育 長： 第14号議案「ふじのくに学校教育情報化推進計画の策定」について大澤教育DX推進課長より説明願う。

教育DX推進課長： <議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 感想であるが、国の計画を待たずに県が先行して取り組んでいることはすばらしいことだと思う。ただ、この計画は4年間ということであるが、その先が見えてこない。少なくとも10~20年先までの長期ビジョンを示し、そのビジョンを実現させるためにバックキャストिंगとして最初の4年間は何々をするという位置付けであるほうが好ましいと思う。

次に、LMSが電子的にどういう形で成り立っていくかはイメージが難しいが、広範囲にわたってLMSを活用しようとするほどソフトが膨大になる。そのあたりをコントロールしていく術が必要であると思う。ソフトを作ったとしてもあっという間に陳腐化してしまう。それを常に更新していくことは大変な作業になるため、LMSの在り方についてしっかり押さえていく必要がある。

また、学校現場で当たり前のものでICTを使いこなしていく雰囲気を感じられない。学校現場が実情として支援を求めることは理解できるが、やはりもう少し現場が自発的にICTを使いこなすという意識を持てるような雰囲気づくりが必要である。

教育DX推進課長： これから先の姿は描ききれていない部分があるため、LMS等の様々な取組を進めていく中でその姿を描いていきたいと思う。また、必要に応じて取組も変えていき、相互に関連を持たせながら同時並行で進めていきたいと考えている。

LMSの在り方についても、確かにあまり大規模なシステムを作ってしまうと、身動きがとれなくなってしまうこともあるため、どういう形で作っていくのがよいかということもしっかりと絵を描いていければと思う。

学校現場におけるICTの活用については、パブリックコメントの中にも「指導の前に活用ができていないのではないか」という意見もあり、意識の部分もあるため、研修・情報提供等を行い、意識を変えてもらうように努力をしていきたいと考えている。

伊 東 委 員： 資料「ふじのくに学校教育情報化推進計画（案）に対する意見を受けた修正」の「4基本方針に基づく取組」に文章として意味がつかない部分がある。

教育DX推進課長： 修正対応する。

教 育 長： 藤井委員の意見について、私からコメントをお返ししたい。DXの議論がここ数年政策上行われており、Dについては予算や進め方等の議論が盛り上がるが、Xについてはどうかというと、教育に限らず行政全般として具体的なイメージが形成されないまま進んでいると思われる。

る。私が島田市や湖西市の総合計画に関わった時も同様であった。教育委員会におけるXを考えた場合、それはかなり大きな問題で、私のイメージもうすぼんやりしており、それを書き込むことは違うと思う。また、教育DX推進課で考えることも違うと思う。一方、総合教育センターでそれを描くこともまた違うと思う。ICTに詳しい教育DX推進課の職員と現場の教育に詳しい総合教育センターがそれぞれの知見を持ち寄ってこの先の10年後、20年後の議論をしなくてはならないと思っている。そういった議論を県教育委員会は今までできていない。

今回の計画はどちらかというとDの部分の整備について4年先のものを示しているが、これと並行してプラットフォームとしての静岡型LMSをイメージしながら、その先のXの部分を実地の人々、県庁西館にいるメンバー、それと教育DX推進課のメンバーと考える必要がある。そういう新しい会議体での意見交換を行っていきたくて考えている。

また、学校現場がICTの導入について及び腰であるということは、御指摘の通りだと思う。一方で私は先日、西部の規模の大きい小学校に視察に行った際、50歳代の先生でもICTを駆使しながら対面の良い部分も盛り込んだアクティブでインタラクティブな授業を展開しているのを目の当たりにしてきた。これがまさにICTを活用した相互的な学び姿だと感銘を受けた。0が100ということはありません。「10、20でもよいので自分の授業のスタイルに入れ込むことでその授業のスタイルが質的に転換していく」、そういう経験を少しずつ積むことが大事だと思う。サポートがあれば万能のようにICTを使いこなす、授業が100%変わるということはありません。少しずつ変えていくところを横展開し、自分もやっていこうかという環境を作っていくことが県教育委員会には求められていると思う。

藤井委員： 今の教育長の御発言に関連し、今ビジョンを確定させることは難しいことだと思う。教育長の話にあった通り、ブレインストーミング的に将来像に関する意見交換であったり、ビジョンの出し合いを始めていく時期だと思うので、是非進めていただきたいと思う。

一方で、DXというものの自体がクリアではなく、イメージに過ぎないがICTを使ったデジタル化とトランスフォーメーションの掛け算で教育の姿が大変革を起こすというのがイメージとしてある。今の教育スタイルにICTを導入するというのは単なるICTの活用であり、それを乗り越えて教育の中心にICTが存在しており、対面・臨場の場面以外においてはほとんどがICT化なされている姿というのがトランスフォーメーションの基本であると思う。その中で膨大なデータを使いこなす、その中から教育の深化を進めていくことだと思う。そういうものをイメージしながら意見交換をしていただきたい。

教育長： 他に質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)
教 育 長： 本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。
全 委 員： (異議なし)
教 育 長： 第 14 号議案について、原案のとおり可決する。

第 15 号議案 国際バカロレア機構による認定に向け申請する学校の選定

教 育 長： 第 15 号議案「国際バカロレア機構による認定に向け申請する学校の選定」について中山高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <議案について説明>

教 育 長： 質疑等はあるか。

藤 井 委 員： 学校の選定に関して異論はない。質問が 2 点ある。この学校の教員の確保については十分な準備ができているか。また、この学校の入学資格は県内の人だけかそれとも県外・海外も対象となるか。

高校教育課長： 教員の資格については、現時点では十分な資格を持っている人は足りていない。ただ個人的に国際バカロレアの教育を研究している人もいる。今後、国際バカロレア機構に教員を派遣し、研修の準備をする予定である。また、教員を選ぶときには今までとは違ったそれ相応の方法を取りたいと思っている。まだ詳細には申し上げられないが、例えば希望者に手を挙げてもらう方法や年齢層の若い人を選定するなど様々な方法が考えられる。そういった方法でこの学校にふさわしい教員を配置していき、さらに開校後においても育てていく。

入学資格については、県内だけでなく県外・海外と広く門戸を開くことを考えている。また県外者の 5 % の考え方について柔軟に考えていきたいと考えている。

藤 井 委 員： 極論でいえば外国人が半分ということも考えられるか。

高校教育課長： その通りである。

藤 井 委 員： 教員の確保に関しては、柔軟な対応をすることはすばらしいことだと思う。公募するというのも理にかなっていると感じる。

教 育 長： バカロレアに限定しなくても、この高校が目指す「探究に軸を置いた学び」というのは、今の教員の中にも関心を持っている人は少なからずいると思う。実際にオンラインプラットフォームに向けて今年の夏に探究のシンポジウムを行うが、そういったところに関心を示す方についても、この高校の学びについて関心を持ってもらえと思う。

後 藤 委 員： 2 つ質問がある。県外や外国人の入学について、現在国内の学校の実績はどうであるか。また、県内でも遠方からの志願者も想定されるが、寮などの体制はどのように考えているか。

高校教育課長： 寮などについては、今後考えていくことになるが、寮の他にホームステイということも考えられる。そのようなことを含めて地元の自治体との協力が必要となってくるため、今後、自治体や大学などと連携を進めていきたいと考えている。

学校づくり推進室長： 1 点目の県外や外国人からの入学の実績については、広島の叡智学

園では、高校の入学の時点で海外の生徒を受け入れる仕組みをとっており、外国人の入学者の実績もある。

後藤委員： またそういった数値についても教えていただければと思う。

教育長： 帰国子女という考え方になると思うが、海外で学んで日本に戻り、この学校に通うことも視野に入っている。他に質疑等はあるか。

全委員： （特になし）

教育長： この件についてはかなり大胆な試みを展開する必要があると考えている。したがって、従来の新設校とは違うかなり意識的な広報戦略をとっていかないと県民や県外の人への広報に十分ではないと考えている。今後は広報についてもかなり力を入れて展開していきたい。

それでは本案について、原案のとおり可決することに異議はないか。

全委員： （異議なし）

教育長： 第15号議案について、原案のとおり可決する。

報告事項1 学校の働き方改革を踏まえた公立中学校における休日の運動部活動

教育長： 報告事項1「学校の働き方改革を踏まえた公立中学校における休日の運動部活動」について、近藤健康体育課長より説明願う。

健康体育課長： <報告事項について説明>

教育長： 質疑等はあるか。

藤井委員： 質問であるが、休日に生徒を受け入れる地域団体に対する助成や支援の枠組みはまだできていないのか。

健康体育課長： 枠組みについては、その提言の中でも検討すべきとなっている。推測になるが、スポーツ庁が来年度予算の概算要求で何らかのものを示してくるのではないかと考えている。

藤井委員： 部活そのものを本質的にどのように捉えるかということにも関わってくることであるが、平日の部活動に関してもケースバイケースで学校の外で活動することも検討し得ることだと思う。その点について県として考え方があるかを聞きたい。

健康体育課長： 平日に関しても地域移行という話は今後出てくると思うが、地域によって確保できる資源が異なるため、その中で平日も人材を確保できる自治体もあれば、できないところもあると思う。ただ私個人の意見としては、生徒の活動の機会が失われることは避けたいと考えている。また、部活動が持っている教育的な意義も出来る限り残したいと考えている。それらを踏まえた上で地域との連携により可能ということであれば、休日に限らず平日に関しても地域移行を検討するということになると思う。

藤井委員： 平日についてもケースバイケースということになると思う。一方で部活そのものの在り方、働き方改革との兼ね合いを含めて本質的にどのように捉えていくかという議論は、国の考えや地域の実情を斟酌しつつ継続して行う必要がある。本質的な議論を行っていかないとパッチワーク的になってしまう可能性がある。

小野澤委員：今回は休日の運動部活動ということであるが、文化部の活動はどうか。また、課外時間の学校の営利目的での利用等についてはどのように考えているか。

健康体育課長：文化部の活動については、今回の検討がスポーツ庁と文化庁に分かれて行われ、スポーツ庁の運動部が先行しているという実態がある。文化庁でも検討委員会を立ち上げて行っており、8、9月あたりに提言を出す予定であると承知している。現時点では運動部という形で進めているが、各市町教育委員会に通知をする際には県の教育委員会の中で所管課と調整をしながら行っていきたくと考えている。

学校施設の営利目的での使用については、法的な問題もあり、難しいところがある。また、学校の施設を開放することによって、教職員が施設管理のために出てくるようでは時間外の縮減にならない。そういった点から、指定管理者制度の活用といった意見も出てきている。指定管理者制度であれば、制度設計によっては利益を上げることも可能となってくる。国の見解や他県の状況を見ながら考えていきたい。

小野澤委員：それができるのであれば寄附という形で学校に人工芝を設置する団体もあるかもしれない。

教育長：他に意見は無いか。

全委員：（特になし）

教育長：報告事項1を了承する。

報告事項2 令和5年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領及び令和5年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領

教育長：報告事項2「令和5年度静岡県公立高等学校入学者選抜実施要領及び令和5年度静岡県立高等学校中等部入学者選抜実施要領」について、井島高校教育課指導監より説明願う。

高校教育課指導監：＜報告事項について説明＞

渡邊委員：裁量枠については、スポーツ選抜が多く、それも男と書いているものが多く残念に感じている。この件に関しては、7年前から意見している。ただ、令和6年度に向けて専門委員会が設置されるということで、有識者の方から様々な御意見をいただけるようになると思う。やはり特定の部活動の生徒が低い内申点でも大丈夫というのは、部活動に偏ったものと思うので、見直しを進めていただきたい。

よかったと思う点は、「探究」等、スポーツ以外の部分を裁量枠として選定する学校が増えているところである。大学入試においても、これまでの学力だけでなく、高校の在学中に自分が熱意を注いだことを評価する動きもある。県立高校の裁量枠等も変わっていくことで、多様な目標を持った中学生が県立高校で学ぶということに結びつくと思うので、16年も見直されてこなかったということを踏まえて、できるだけ多くの才能を受け入れる体制づくりを整えていただきたい。

高校教育課指導監：アドミッションポリシーを各学校が今年度中に策定する予定である。

文部科学省の設定よりも早い時期での策定となるが、これは「こういう生徒が本校で学んでほしい」ということなので、それに則した形で裁量枠の設定ができると考えられる。その点からすると、渡邊委員の御意見の通りなかなか体育的活動については改善できていない現状はあるが、体育的活動以外の活動、例えば探究や地域貢献などの部分が増えてくることを強く期待している。

渡 邊 委 員： 高校の部活を維持するために体育的活動で声をかけられたという噂も聞いたりする。保護者の中でも気にされる方はいるので、そのあたりを真摯に受け止めていただきたい。

藤 井 委 員： 教育長の新しい方針ということで、探究活動を前面に出されているがその割には探究活動を設定したのが4校と少ない印象である。もっとたくさんあってもよいのではないかと思うが、探究活動を設定するにあたり何か障壁があるのか。

高校教育課指導監： 障壁はないが、実際に選抜という制度で考えていくと、探究活動を自己アピールという形でプレゼンをするのか、作文で示すのか、選抜方法が難しい。そうした点から、はたして期待するような生徒が集められるかということで探究活動を見送った学校があるのではないかと思う。ただ、今回アドミッションポリシーの設定にあたって、そのあたりのことについても改めてお伝えし、先生方に積極的に考えていただくことを考えている。

藤 井 委 員： もっと活発になってほしいと思う。また、外国人学校からの志願を認めるということであるが、今回全く新しい形で受け付けるということか。

高校教育課指導監： 日本の中学校で学んだ生徒ではない生徒という言い方で整理ができるが、これは学校教育法施行規則で入学者の資格が限定されている。その一つとして「外国において」、という文言があり、日本の中にある外国人学校は「外国において」ではないということで、志願資格の中から外されている。現状、他の都道府県では、東海4県の中で昨年度の調査によると本県を含めてすべてが志願資格を認めていない。また、全国的に見ても27の自治体が認めていない。それを今回、多文化共生という部分も課題となっているため、実際に日本にある外国人学校においても、義務教育を修了した生徒については認めていこうというのが今回の趣旨である。

藤 井 委 員： 新しい考え方を柔軟に取り入れることはよいことだと思う。1つ気になるのは、朝鮮人学校という表現は差別言葉ではないか。

高校教育課指導監： 表現について確認する。

※静岡朝鮮初中級学校が正式名称であることを後ほど確認。

教 育 長： 他に意見は無いか。

全 委 員： (特になし)

教 育 長： 報告事項2を了承する。

教 育 長： 以上で、本定例会の議事は全て終了した。
これをもって、令和4年度第8回教育委員会定例会を閉会とする。